

番号制度に係る地方税務システム検討会（第3回）議事概要

日時：平成24年1月25日（水） 14:00～16:00

場所：総務省 共用会議室3

出席委員：青山委員、秋月委員、江尻委員（代理：石原総括副参事）、荻澤委員、熊谷委員、小島委員、杉本委員、高木委員、浜田委員、原田委員、保科委員、目黒委員、望月委員、山田達也委員（代理：田中課長補佐）、山田俊哉委員

議題：

- 地方税務システム基礎調査結果の報告
- 番号制度導入による市町村の税務システム改修について
- その他

議事概要：

- ・ 現在ホストコンピュータを使っている地方団体については、5年以内に改修する場合は、費用面を考えるとほとんどフルパッケージ型になると思う。改修経費を考える上で、現在ホストコンピュータを使っている地方団体が今後どのようなシステムの刷新を予定しているのか把握する必要がある。
- ・ 既存の宛名番号への付番については、番号を地方団体内で付番できないものについてはバッチ処理で行えるシステムが必要で、1件1件の処理では対応しきれない。
- ・ 国税連携により国税庁から送付される確定申告書データや、eLTAx経由で電子的に提出される給与支払報告書等について、これらに記載された番号の真正性の確認を誰が行うのか検討する必要がある。
- ・ 地方団体内部における利用を考えた場合、税目横断的に番号制度を導入することで滞納整理、収納の面でメリットがある。しかし五月雨式に番号制度を導入する、導入しないというのがあるとメリットが低減する。また、都道府県レベルだと滞納になる場合は多くなく還付を充当する件数も多くない。費用対効果を考えると、システムを構築してどれだけ効果が出るか悩ましい。
- ・ 住登外など、番号を地方団体内部で照会できない場合については、住基ネットに照会する手間が新規に発生する。1件1件処理することになると相当厳しい業務となる。
- ・ 滞納整理の共同化を行っている中で、名寄せには相当神経を使っている。単なる事務処理時間の短縮ではなく、名寄せ間違いはそこから発生する対

応にかかる労力も大きいため、このような負担を未然に防ぐことにつながる。

- ・ 番号の利用範囲については地方税の賦課徴収に関するものは広く使えるようにする予定。一方で情報連携基盤を通じてやりとりする情報については現時点で個人住民税に関する情報のみを予定。
- ・ 費用便益については、番号の真正性確認に要する手間のように番号制度を導入することによる負担増についても考慮する必要があるのではないか。